新潟県森林組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月20日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

新潟県規則第67号

新潟県森林組合法施行細則の一部を改正する規則

新潟県森林組合法施行細則（昭和53年新潟県規則第73号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改　　正　　後	改　　正　　前
（解散決議の認可申請） **第８条**　森林組合等は、法第83条第２項（法第100条第４項において準用する場合を含む。）又は法第108条の２第２項の規定により、解散決議の認可を受けようとするときは、別記第10号様式による申請書を知事に提出しなければならない。	（解散決議の認可申請） **第８条**　森林組合等は、法第83条第２項（法第100条第４項又は法第109条第５項において準用する場合を含む。）の規定により、解散決議の認可を受けようとするときは、別記第10号様式による申請書を知事に提出しなければならない。
（解散の届出） **第９条**　森林組合等は、法第83条第５項（法第100条第４項において準用する場合を含む。）又は法第108条の２第５項の規定による解散の届出をしようとするときは、別記第11号様式による届出書を知事に提出しなければならない。	（解散の届出） **第９条**　森林組合等は、法第83条第５項（法第100条第４項又は法第109条第５項において準用する場合を含む。）の規定による解散の届出をしようとするときは、別記第11号様式による届出書を知事に提出しなければならない。
別記 **第１号様式**（第２条関係） 信託規程設定承認申請書 （略） 代表者の氏名　（略） （略）	**別記** **第１号様式**（第２条関係） 信託規程設定承認申請書 （略） 組合長　理事　氏　　名　（略） （略）
第２号様式（第２条関係） 信託規程変更（廃止）承認申請書 （略） 代表者の氏名　（略） （略） 注 様式中の変更又は廃止のいずれか一方を抹消して申請するものとし、記以下は、変更又は廃止の区分の項目を列記すること。	**第２号様式**（第２条関係） 信託規程変更（廃止）承認申請書 （略） 組合長　理事　氏　　名　（略） （略） 注 様式中の変更又は廃止のいずれか一方をまつ消して申請するものとし、記以下は、変更又は廃止の区分の項目を列記すること。
第３号様式（第３条関係） 共済規程設定承認申請書 （略） 代表者の氏名　（略） （略） 注 森林組合連合会が共済規程の設定の承認申請を行う場合は、様式中「森林組合」を「森林組合連	**第３号様式**（第３条関係） 共済規程設定承認申請書 （略） 組合長　理事　氏　　名　（略） （略） 注 森林組合連合会が共済規程の設定の承認申請を行う場合は、様式中「森林組合」を「森林組合連

合会」とし、「第19号第１項」を「第109条第１項において準用する同法第19条第１項」とすること。	合会」とし、「組合長」を「会長」とし、「第19号第１項」を「第109条第１項において準用する同法第19条第１項」とすること。
第４号様式（第３条関係） 共済規程変更（廃止）承認申請書 （略） 代表者の氏名　（略） （略） 注 １　様式中の変更又は廃止のいずれか一方を抹消して申請するものとし、関係書類は、変更又は廃止の区分の項目を列記すること。 ２　森林組合連合会が共済規程の変更（廃止）の承認申請を行う場合は、様式中「森林組合」を「森林組合連合会」とし、「第19条第３項」を「第109条第１項において準用する同法第19条第３項」とすること。	**第４号様式**（第３条関係） 共済規程変更（廃止）承認申請書 （略） 組合長　理事　氏　　名　（略） （略） 注 １　様式中の変更又は廃止のいずれか一方をまつ消して申請するものとし、関係書類は、変更又は廃止の区分の項目を列記すること。 ２　森林組合連合会が共済規程の変更（廃止）の承認申請を行う場合は、様式中「森林組合」を「森林組合連合会」とし、「組合長」を「会長」とし、「第19条第３項」を「第109条第１項において準用する同法第19条第３項」とすること。
第５号様式（第４条関係） 林地処分事業実施規程設定承認申請書 （略） 代表者の氏名　（略） （略） 注 森林組合連合会が林地処分事業実施規程の設定の承認申請を行う場合は、様式中「森林組合」を「森林組合連合会」とし、「第24条第１項」を「第109条第１項において準用する同法第24条第１項」とすること。	**第５号様式**（第４条関係） 林地処分事業実施規程設定承認申請書 （略） 組合長　理事　氏　　名　（略） （略） 注 森林組合連合会が林地処分事業実施規程の設定の承認申請を行う場合は、様式中「森林組合」を「森林組合連合会」とし、「組合長」を「会長」とし、「第24条第１項」を「第109条第１項において準用する同法第24条第１項」とすること。
第６号様式（第４条関係） 林地処分事業実施規程変更（廃止）承認申請書 （略） 代表者の氏名　（略） （略） 注 １　様式中の変更又は廃止のいずれか一方を抹消して申請するものとし、関係書類は、変更又は廃止の区分の項目を列記すること。 ２　森林組合連合会が林地処分事業実施規程の変更（廃止）の承認申請を行う場合は、様式中「森林組合」を「森林組合連合会」とし、「第24条第３項」を「第109条第１項において準用する同法第24条第３項」とすること。	**第６号様式**（第４条関係） 林地処分事業実施規程変更（廃止）承認申請書 （略） 組合長　理事　氏　　名　（略） （略） 注 １　様式中の変更又は廃止のいずれか一方をまつ消して申請するものとし、関係書類は、変更又は廃止の区分の項目を列記すること。 ２　森林組合連合会が林地処分事業実施規程の変更（廃止）の承認申請を行う場合は、様式中「森林組合」を「森林組合連合会」とし、「組合長」を「会長」とし、「第24条第３項」を「第109条第１項において準用する同法第24条第３項」とすること。
第７号様式（第５条関係） 林道事業分担金徴収認可申請書 （略）	**第７号様式**（第５条関係） 林道事業分担金徴収認可申請書 （略）

代表者の氏名　（略）	組合長　理事　氏　　名　（略）
（略）	（略）
注 森林組合連合会が林道事業の分担金徴収の認可申請を行う場合は、様式中「森林組合」を「森林組合連合会」とし、「第25条第２項」を「第109条第１項において準用する同法第25条第２項」とすること。	注 森林組合連合会が林道事業の分担金徴収の認可申請を行う場合は、様式中「森林組合」を「森林組合連合会」とし、「組合長」を「会長」とし、「第25条第２項」を「第109条第１項において準用する同法第25条第２項」とすること。
第８号様式（第６条関係） 定款変更認可申請書	**第８号様式**（第６条関係） 定款変更認可申請書
（略）	（略）
代表者の氏名　（略）	組合長　理事　氏　　名　（略）
（略）	（略）
注 １　生産森林組合又は森林組合連合会が定款変更の認可申請を行う場合は、様式中「森林組合」を「生産森林組合」又は「森林組合連合会」とし、「第61条第２項」を「第100条第２項において準用する同法第61条第２項」又は「第109条第３項において準用する同法第61条第２項」とすること。	注 １　生産森林組合又は森林組合連合会が定款変更の認可申請を行う場合は、様式中「森林組合」を「生産森林組合」又は「森林組合連合会」とし、「第61条第２項」を「第100条第２項において準用する同法第61条第２項」又は「第109条第３項において準用する同法第61条第２項」とするほか、森林組合連合会の場合は、「組合長」を「会長」とすること。
２　（略）	２　（略）
第８号様式の２（第６条関係） 定款変更届	**第８号様式の２**（第６条関係） 定款変更届
（略）	（略）
代表者の氏名　（略）	組合長　理事　氏　　名　（略）
（略）	（略）
注 生産森林組合又は森林組合連合会が定款変更の届出をする場合は、様式中「森林組合」を「生産森林組合」又は「森林組合連合会」とし、「第61条第４項」を「第100条第２項において準用する同法第61条第４項」又は「第109条第３項において準用する同法第61条第４項」とすること。	注 生産森林組合又は森林組合連合会が定款変更の届出をする場合は、様式中「森林組合」を「生産森林組合」又は「森林組合連合会」とし、「第61条第４項」を「第100条第２項において準用する同法第61条第４項」又は「第109条第３項において準用する同法第61条第４項」とするほか、森林組合連合会の場合は、「組合長」を「会長」とすること。
第10号様式（第８条関係） 解散決議認可申請書	**第10号様式**（第８条関係） 解散決議認可申請書
（略）	（略）
代表者の氏名　（略）	組合長　理事　氏　　名　（略）
（略）	（略）
注 生産森林組合又は森林組合連合会が解散決議の認可申請を行う場合は、様式中「森林組合」を「生産森林組合」又は「森林組合連合会」とし、「第83条第２項」を「第100条第４項において準用する同法第83条第２項」又は「第108条の２第２項」	注 生産森林組合又は森林組合連合会が解散決議の認可申請を行う場合は、様式中「森林組合」を「生産森林組合」又は「森林組合連合会」とし、「第83条第２項」を「第100条第４項において準用する同法第83条第２項」又は「第109条第５項におい

とすること。

第11号様式（第９条関係）

解散届

（略）

代表者の氏名　（略）

（略）

注

生産森林組合又は森林組合連合会が届出をする場合は、様式中「森林組合」を「生産森林組合」又は「森林組合連合会」とし、「第83条第４項」を「第100条第４項において準用する同法第83条第４項」又は「第108条の２第１項第６号」、「第108条の２第１項第７号」若しくは「第108条の２第４項第３号」とするほか、生産森林組合の場合は、「同条第５項」を「同法第100条第４項において準用する同法第83条第５項」とすること。

第12号様式（その１）（第10条関係）

合併認可申請書

（略）

代表者の氏名　（略）

（略）

代表者の氏名　（略）

（略）

注

１　（略）

２　生産森林組合又は森林組合連合会が合併の認可申請を行う場合は、様式中「森林組合」を「生産森林組合」又は「森林組合連合会」とし、「第84条第２項」を「第100条第４項において準用する同法第84条第２項」又は「第109条第５項において準用する同法第84条第２項」とし、「第66条第２項及び同法第67条第２項」を「第100条第２項において準用する同法第66条第２項及び同法第67条第２項」又は「第109条第３項において準用する同法第66条第２項及び同法第67条第２項」とすること。

３　（略）

第13号様式（第11条関係）

監査規程設定承認申請書

（略）

代表者の氏名　（略）

（略）

て準用する同法第83条第２項」とするほか、森林組合連合会の場合は、「組合長」を「会長」とすること。

第11号様式（第９条関係）

解散届

（略）

（届出人代表）

住所

職名　氏　　名　（略）

（略）

注

生産森林組合又は森林組合連合会が届出をする場合は、様式中「森林組合」を「生産森林組合」又は「森林組合連合会」とし、「第83条第４項」を「第100条第４項において準用する同法第83条第４項」又は「第109条第５項において準用する同法第83条第４項」とし、「同条第５項」を「同法第100条第４項において準用する同法第83条第５項」又は「同法第109条第５項において準用する同法第83条第５項」とすること。

第12号様式（その１）（第10条関係）

合併認可申請書

（略）

組合長　理事　氏　　名　（略）

（略）

組合長　理事　氏　　名　（略）

（略）

注

１　（略）

２　生産森林組合又は森林組合連合会が合併の認可申請を行う場合は、様式中「森林組合」を「生産森林組合」又は「森林組合連合会」とし、「第84条第２項」を「第100条第４項において準用する同法第84条第２項」又は「第109条第５項において準用する同法第84条第２項」とし、「第66条第２項及び同法第67条第２項」を「第100条第２項において準用する同法第66条第２項及び同法第67条第２項」又は「第109条第３項において準用する同法第66条第２項及び同法第67条第２項」とするほか、森林組合連合会の場合は、「組合長」を「会長」とすること。

３　（略）

第13号様式（第11条関係）

監査規程設定承認申請書

（略）

会長　理事　氏　　名　（略）

（略）

第14号様式（第11条関係） 監査規程変更（廃止）承認申請書 （略） 代表者の氏名　（略） （略） 注 様式中の変更又は廃止のいずれか一方を抹消して申請するものとし、関係書類は、変更又は廃止の区分の項目を列記すること。	**第14号様式**（第11条関係） 監査規程変更（廃止）承認申請書 （略） 会長　理事　氏　　名　（略） （略） 注 様式中の変更又は廃止のいずれか一方をまつ消して申請するものとし、関係書類は、変更又は廃止の区分の項目を列記すること。
第17号様式（第14条関係） 登記完了届 （略） 代表者の氏名　（略） （略） 注 生産森林組合又は森林組合連合会が届出を行う場合は、様式中「森林組合」を「生産森林組合」又は「森林組合連合会」とすること。	**第17号様式**（第14条関係） 登記完了届 （略） 組合長　理事　氏　　名　（略） （略） 注 生産森林組合又は森林組合連合会が届出を行う場合は、様式中「森林組合」を「生産森林組合」又は「森林組合連合会」とするほか、森林組合連合会の場合は、「組合長」を「会長」とすること。
第18号様式（第15条関係） 総会（総代会）終了届 （略） 代表者の氏名　（略） （略） 注 生産森林組合又は森林組合連合会が届出を行う場合は、様式中「森林組合」を「生産森林組合」又は「森林組合連合会」とすること。	**第18号様式**（第15条関係） 総会（総代会）終了届 （略） 組合長　理事　氏　　名　（略） （略） 注 生産森林組合又は森林組合連合会が届出を行う場合は、様式中「森林組合」を「生産森林組合」又は「森林組合連合会」とするほか、森林組合連合会の場合は、「組合長」を「会長」とすること。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。